

ねんきん
相談カフェ

(厚生年金保険料Q&A)

Q 厚生年金保険料が
変わるの？

A 厚生年金保険料は下記の計算式で算出されます。そのため、「標準報酬月額」または「保険料率」が変更になったときに変わります。

$$\text{厚生年金保険料} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times \frac{1}{2}$$

※保険料は本人と会社が折半で負担するので2分の1をかけて算出。

例：標準報酬月額が300,000円の場合の厚生年金保険料の天引き額

$$300,000 \times \frac{181.82}{1,000} \times \frac{1}{2} = 27,273\text{円}$$

※2017年8月までの保険料率で算出(2017年9月から1,000分の183.00)。

Q 標準報酬月額は
どうやって決まる？

A 標準報酬月額は、給与の総支給額の平均(給与相当額)を等級表に当てはめて決定されます。

※給与の総支給額には、基本給と残業手当、通勤手当など各種手当を含みます。

※給与相当額を「報酬月額」といいます。

※賞与が年4回以上支給される場合は、賞与の合計額を12で割った1カ月分を給与相当額に含めます。

<標準報酬月額の等級表> ※下記は厚生年金保険の等級表の抜粋。

厚生年金等級	標準報酬月額	報酬月額(給与相当額)以上~未満
1	88,000円	~ 93,000円
2	98,000円	93,000円 ~ 101,000円
30	590,000円	575,000円 ~ 605,000円
31	620,000円	605,000円 ~

Q 標準報酬月額の
見直し時期は？

A 4~6月の給与の総支給額の平均を会社が届け出て、原則9月に新しい標準報酬月額が決定されます。

※出産や病気療養により休業がある場合は、特別な方法により決定します。

9月以外の月に標準報酬月額が変わることがあります

● 給与改定(昇給や降給)や給与体系の変更があったとき

給与に変更のあった月から3カ月の総支給額の平均を等級表に当てはめて、2等級以上の差があったときは、会社の届け出により、標準報酬月額が変わります。

● 産前産後休業や育児休業から仕事復帰したとき

仕事復帰した月から3カ月の間に、短時間勤務や残業の減少などで給与の総支給額が休業前より下がった場合は、本人から会社へ標準報酬月額の変更を申し出ることができます(届け出は会社が行います)。



聞く人
正輝(33歳)
会社員(結婚し、
妻を扶養予定)

答える人
先生
社会保険労務士

厚生年金保険料は いつ変わる？

今回は、笑顔5月号「みんなのケンポ」で紹介した「標準報酬月額」に関連し、厚生年金保険料がいつ変わるかを説明します。

正輝 今度、結婚して妻が扶養に入るのですが、私の保険料に妻の分が加算されて給与から天引きされるのでしょうか？

先生 いいえ、扶養人数が増えても社会保険料は変わりませんよ。奥さんの分は制度全体で負担しますから、正輝さんが個別に払う必要はありません。

正輝 最近、残業代が減って思ったのですが、給料が減ったときも社会保険料は変わらないんですね。

先生 健康保険料と厚生年金保険料ですね。2つの保険料の見直しは、年1回なんです。毎年9月分が変わりますが、実際に給与天引きの額が変わるのは、10月中に支給される給与です。

正輝 保険料の天引きは1カ月遅れ

なんです。新しい保険料は、どのように決まるのですか？

先生 4~6月の給与の総支給額の平均から決まります。総支給額は、残業代や通勤手当も含み、保険料や税金を引く前の額です。

正輝 なるほど、昨年4~6月は残業や休日出勤もあったので保険料が高かったんですね。ほかに保険料が変わる仕組みはありますか？

先生 保険料率が変わるときや、昇給等で総支給額が大きく変動したときに変わることがありますよ。

正輝 保険料率は上がっていくのでしょうか？

先生 厚生年金の保険料率はこれまで毎年上がってきましたが、今年の9月以降は固定されることになっています。

横山玲子
(よこやまれいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor